

## 金沢市公報

第3035号の5

令和3年(2021年)3月22日

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 発行所 **金 沢 市 役 所** 

◎ 目 次

ペーシ

例

○金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条

()

(医療保険課)

29

●条 例

○金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合 的に支援するための法律に基づく指定障害福 祉サービスの事業等の人員、設術及び運営に 関する基準等を定める条例等の一部を改正す る条例 (障害福祉課)

条

例

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害 福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正 する条例をここに公布する。

令和3年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

## ◎金沢市条例第18号

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定 障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の 一部を改正する条例

(金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指 定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 24年条例第56号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講 じなければ」に改める。

第33条中「第37条」を「第37条第1項」に改める。

第35条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第35条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第35条の2 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対

する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務 再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計 画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、 必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務 継続計画の変更を行うものとする。

第36条に次の1項を加える。

- 3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を 整備すること。
  - (3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第37条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

(身体拘束等の禁止)

- 第37条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。
- 2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録し なければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 第42条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第42条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
  - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第45条中「第37条」を「第37条第1項」に改める。

第50条第1項中「第34条」の次に「、第37条の2」を加え、「第37条」を「第37条第1項」に改め、同条第2項中「第34条」の次に「、第37条の2」を加え、「第37条」を「第37条第1項」に、「第49条第1項第2号」を「前条第1項第2号」に、「第49条第2項」を「同条第2項」に改める。

第61条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする」に改める。

第70条中「第75条」を「第75条第1項」に改める。

第71条に次の1項を加える。

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第74条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第75条に次の1項を加える。

2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第76条を次のように改める。

## 第76条 削除

第78条第2項第4号中「第76条第2項」を「次条において準用する第37条の2第2項」に改める。

第79条中「第38条、第39条第1項」を「第35条の2、第37条の2から第39条(第2項を除く。)まで」に、「第42条」を「第42条の2」に改める。

第88条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて 通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第195条の2に規定する指定就労定着支 援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定 就労定着支援を受けられるよう、第195条の3第1項に規定する指定就労定着支援事 業者との連絡調整に努めなければならない。

第92条中「第95条」を「第95条第1項」に改める。

第93条第2項中「指定生活介護事業所」を「当該指定生活介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第95条に次の1項を加える。

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第96条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「及び第76条から第78条まで」を「、第77条及び第78条」に、「同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第96条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に改める。

第96条の5中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第76条から第78条まで」を「第77条、第78条」に改める。

第111条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に改め、「、第76条」を削り、 「第95条中」を「第95条第1項中」に改める。

第111条の4中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に改め、「、第76条」を削る。

第124条中「第36条」を「第35条(第1項及び第2項を除く。)」に改める。

第150条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第76条から第78条まで」を「第77条、第78条」に、「同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第150条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第95条」」を「第95条第1項」」に、「第95条中」を「第95条第1項

中」に改める。

第150条の4中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第76条から第78条まで」を「第77条、第78条」に改める。

第159条第2項第4号中「第76条第2項」を「第37条の2第2項」に改める。

第160条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に改め、「、第76条」を削り、「第95条」」を「第95条第1項」」に、「第95条中」を「第95条第1項中」に改める。 第160条の4中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に改め、「、第76条」を削る。

第164条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第165条第2項中「第4項まで及び第6項」を「第5項まで」に改める。

第171条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第195条の2に規定する指定就労定着支援 の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就 労定着支援を受けられるよう、第195条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業 者との連絡調整を行わなければならない。

第173条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第76条から第78条まで」を「第77条、第78条」に、「同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第173条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第95条」」を「第95条第1項」」に、「第95条中」を「第95条第1項中」に改める。

第184条に次の1項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第195条の2に規定する指定就労定着 支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指 定就労定着支援を受けられるよう、第195条の3第1項に規定する指定就労定着支援 事業者との連絡調整に努めなければならない。

第185条の2の次に次の1条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第185条の3 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として基準省令第196条の3の規定により厚生労働大臣が定める事項について、同条の規定により厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第186条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第76条から第78条まで」を「第77条、第78条」に、「同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第186条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第95条中」を「第95条第1項中」に改める。

第191条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第76条から第78条まで」を「第77条、第78条」に、「同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第191条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号ま

での規定」に、「第95条」」を「第95条第1項」」に、「第95条中」を「第95条第1項 中」に改める。

第195条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第76条から第78条まで」を「第77条、第78条」に、「同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第195条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第95条中」を「第95条第1項中」に改める。

第195条の8の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第2項中「対面」の次に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第195条の12及び第195条の20中「第35条から」の次に「第37条まで、第38条から」を加える。

第197条第3項中「指定共同生活援助の」を「指定共同生活援助事業所の」に改める。 第201条に次の1項を加える。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上 必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止する ための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第202条中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第76条から第78条まで」を「第77条、第78条」に、「同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第202条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第95条中」を「第95条第1項中」に改める。

第202条の4第4項及び第5項中「日中サービス支援型指定共同生活援助の」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第202条の11中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第76条から第78条まで」を「第77条、第78条」に、「同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第202条の11において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第95条中」を「第95条第1項中」に改める。

第202条の14第3項中「外部サービス利用型指定共同生活援助の」を「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第202条の21に次の1項を加える。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第202条の22中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第76条から第78条まで」を「第77条、第78条」に、「同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第202条の22において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第95条中」を「第95条第1項中」に改める。

第203条第1項中「及び第5項」を削り、同条第2項中「第6項」を「第5項」に改める。

第211条第1項中「第38条」を「第35条の2、第37条の2」に、「第62条まで」を 「第63条まで」に改め、「第73条まで」の次に「、第77条」を、「第84条」の次に「、 第89条から第91条まで」を加え、「第95条の」を「第93条から第95条までの」に、「第 211条第2項から第5項まで」を「第211条第1項」に、「同項第4号中「第76条第2 項」とあるのは「第211条第1項において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び 第6号」を「同項第4号から第6号までの規定」に、「第95条中」を「第91条第2号中 「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第95条第1項 中」に改め、同条第2項中「第63条、第76条、第77条、」を削り、「から第91条まで、 第93条及び第94条」を「及び第88条」に改め、「、第76条第1項中「指定療養介護」と あるのは「特定基準該当生活介護」と」、「及び第89条第4項」及び「、第91条第2号 中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第93条第2項 中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を 削り、同条第3項中「第63条、第76条、第77条、第89条から第91条まで、第93条、第94 条、」及び「、第76条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練 (機能訓練)」と、第89条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当 障害福祉サービス事業所」と、第91条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあ るのは「特例訓練等給付費」と、第93条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは 「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第4項中「第63条、第76条、 第77条、第89条から第91条まで、第93条、第94条、」及び「、第76条第1項中「指定療 養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」と、第89条第4項中「指定 生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第91条第2 号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第93条第 2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」 と」を削り、同条第5項中「第63条、第76条、第77条、」、「、第89条から第91条まで、 第93条、第94条」及び「、第76条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当 就労継続支援B型」と、第89条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準 該当障害福祉サービス事業所」と、第91条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」 とあるのは「特例訓練等給付費」と、第93条第2項中「指定生活介護事業所」とあるの は「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削る。

附則第5条中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指 定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第 57号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講 じなければ」に改める。

第6条第1項第4号中工を削り、オを工とする。

第8条第1項中「及び工」を削り、同条第2項中「才並びに」を「工並びに」に改める。

第16条第1項中「平成24年条例第56号」の次に「。第37条第3項において「指定障害 福祉サービス等基準条例」という。」を加える。

第28条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする」に改める。 第37条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定 着支援(指定障害福祉サービス等基準条例第195条の2に規定する指定就労定着支援 をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日 以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(指 定障害福祉サービス等基準条例第195条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業 者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。
- 4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就 労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やか に指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努め なければならない。

第47条中「第53条」を「第53条第1項」に改める。 第48条に次の1項を加える。

4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第48条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第48条の2 指定障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、 必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務 継続計画の変更を行うものとする。

第51条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及び

まん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第53条に次の1項を加える。

2 指定障害者支援施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援 施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項 の規定による掲示に代えることができる。

第54条に次の1項を加える。

- 3 指定障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 第60条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第60条の2 指定障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
  - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第58号)の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講 じなければ」に改める。

第17条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする」に改める。 第25条に次の1項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第25条の2 療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する 療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図 るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い 必要な措置を講じなければならない。
- 2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な 研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続 計画の変更を行うものとする。

第27条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延 の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に 実施すること。

第28条に次の1項を加える。

- 3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
  - 第2章中第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第32条の2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる 措置を講じなければならない。
  - (1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ 電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するととも に、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に 実施すること。
  - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
  - 第44条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。
- 2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所

に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援(金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第56号)第195条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第195条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整に努めなければならない。

第48条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第50条、第55条及び第60条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第63条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

第64条第2項中「第5項まで及び第7項」を「第6項まで」に改める。

第67条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、 前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指 定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第69条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第71条の2の次に次の1条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

- 第71条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として基準省令第72条の3の規定により厚生労働大臣が定める事項について、同条の規定により厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。第82条に次の1項を加える。
- 2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合に は、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、 指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第84条及び第87条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第89条第1項中「及び第6項」を削り、同条第2項中「第7項」を「第6項」に改める。

(金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第59号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講 じなければ」に改める。

第7条第2項第2号中「第18条第2項」を「第20条第2項」に改め、同項第3号中「第19条第2項」を「第21条第2項」に改める。

第20条を第23条とし、第19条を第21条とし、同条の次に次の1条を加える。 (虐待の防止)

- 第22条 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的に開催す るとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
  - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
  - 第18条を第20条とし、第17条を第19条とする。

第16条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(第22条第1号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。
- 第16条を第18条とし、第15条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第17条 地域活動支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、 必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業 務継続計画の変更を行うものとする。
  - 第14条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

- 第15条 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、 職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
- (金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
- 第5条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第60号)の一部を次のように改正する。
  - 第3条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講 じなければ」に改める。
  - 第8条第2項第2号中「第16条第2項」を「第18条第2項」に改め、同項第3号中 「第17条第2項」を「第19条第2項」に改める。
    - 第18条を第21条とし、第17条を第19条とし、同条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第20条 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講 じなければならない。
  - (1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話 装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、 その結果について、職員に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
  - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
  - 第16条を第18条とし、第15条を第17条とする。
- 第14条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。
  - (1) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する 委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(第20条第1号において「テレビ電 話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催

するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。
- 第14条を第16条とし、第13条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第15条 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修 及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画 の変更を行うものとする。
  - 第12条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

- 第13条 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務 の体制を定めておかなければならない。
- 2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。 ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる 性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を 超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の 必要な措置を講じなければならない。

(金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者 支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第61号)の一部を次のように改正する。

目次中「第45条」を「第45条の2」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講 じなければ」に改める。

第11条第1項第5号中工を削り、オをエとする。

第12条第1項中「及び工」を削り、同条第2項中「才並びに」を「工並びに」に改める。

第19条第5項中「いう」を「いい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする」に改める。

第28条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援(金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第56号)第195条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第195条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。
- 4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第37条に次の1項を加える。

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第37条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第37条の2 障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する 施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の 業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継 続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な 研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続 計画の変更を行うものとする。

第39条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること
- (2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第41条に次の1項を加える。

- 3 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
  - 第2章中第45条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

- 第45条の2 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる 措置を講じなければならない。
  - (1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ 電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するととも に、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に 実施すること。
  - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第7条 金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例(平成24年条例第62号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第7条第1項第1号中「、保育士」を「又は保育士」に改め、「又は学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)」及び「又は障害福祉サービス経験者」を削り、同条第2項前段中「おいて」を「おいて、」に、「場合には、」を「場合には」に改め、「)を」の次に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。)第5条第2項の規定により厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第74条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第74条において同じ。)を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第74条において同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第74条において同じ。)を行う場合

第7条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項第2号中「(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員(以下この条、次条及び第74 条において「機能訓練担当職員等」という。)を置いた場合において、当該機能訓練 担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該 指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導 員又は保育士の合計数に含めることができる。

第8条第2項前段中「おいて」を「おいて、」に、「、機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみ

を必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として 特定行為業務を行う場合

第8条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「第2項」の次に「及び第3項」を加え、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第8条第3項中「前項」を「前2項」に、「従業者を」を「従業者(第2項ただし書 各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。)を」に 改め、同項に次の1号を加える。

(3) 看護職員(日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。) 医療的ケアを行うために必要な数

第8条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練 担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

第25条第4項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に 関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「」及び「」という。)」を削る。

第29条第5項中「会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。 第39条中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第40条に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第40条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第40条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するととも に、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて 業務継続計画の変更を行うものとする。

第43条第2項中「指定児童発達支援事業所」を「当該指定児童発達支援事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改

- め、同項に次の各号を加える。
  - (1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第45条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第46条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 第47条に次の1項を加える。
- 2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる 措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的に開催す るとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
  - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第53条第2項中「学校教育法」の次に「(昭和22年法律第26号)」を加える。

第57条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に 改め、同条第3項を削る。

第72条中「第45条中」を「第45条第1項中」に改める。

第74条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項前段中「おいて」を「おいて、」に、「、機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができ

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問 させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3 第1項の登録に係る事業所である場合に限る。) において、医療的ケアのうち喀痰 吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその 一環として喀痰吸引等業務を行う場合
- (3) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条 第1項の登録に係る事業所である場合に限る。) において、医療的ケアのうち特定 行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一 環として特定行為業務を行う場合

第74条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定に より機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「、保育士及び 障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、 同条第5項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項 を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「前3 項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担 当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専 ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等 の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第80条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に 改め、同条第3項を削る。

第82条の3第2項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)若しくは大学院におい て」に改め、「学科」の次に「、研究科」を加える。

第82条の9中「第40条」の次に「、第40条の2」を加える。

第90条中「第40条」の次に「、第40条の2」を加え、「第45条中」を「第45条第1項 中」に改める。

第91条第1項中「、第2項及び第4項、第8条」を「から第3項まで及び第5項、第 8条(第3項及び第6項を除く。)」に、「第74条第1項、第2項及び第4項」を「第 74条第1項から第3項まで及び第5項」に、「同項第1号中「指定児童発達支援」とあ るのは「指定通所支援」と、同条第2項中」を「同項第1号中「指定児童発達支援事業 所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所 支援の」と、同条第2項中」に、「、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支 援」と、同条第4項」を「、同条第3項及び第5項」に、「、同条第2項及び第3項」 を「、同条第2項及び第4項」に、「同条第4項中「指定児童発達支援事業所」を「同 条第5項中「指定児童発達支援事業所」に、「同条第5項」を「同条第7項」に、「同 条第6項」を「同条第8項」に改め、「とあり、並びに」の次に「同項第3号並びに」 を加え、「同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、 同条第2項中」を「同項第1号中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第2項中」に、「「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と」を「同条第3項及び第5項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と」に改め、「、同条第4項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と」を削り、同条第2項中「第7条第5項及び第74条第5項」を「第7条第6項及び第74条第6項」に改める。

(金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正)

第8条 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第43号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「児童福祉施設」の次に「(障害児入所施設及び児童発達支援センター(次条、第13条の2及び第14条第3項において「障害児入所施設等」という。)を除く。以下この条及び第14条第2項において同じ。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 児童福祉施設は、施設防災計画(施設に入所している者の特性、当該施設の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害の種類に応じて、当該非常災害が発生した場合における入所している者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画をいう。以下同じ。)を策定し、定期的に職員に周知しなければならない。

第7条の次に次の1条を加える。

(非常災害対策)

- 第7条の2 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設ける とともに、非常災害に対する施設防災計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への 通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員及び入所している者に周知しなけ ればならない。
- 2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあって は毎月1回以上、救出その他必要な訓練にあっては定期的に行わなければならない。
- 3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 4 障害児入所施設等は、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行い、 必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。
  - 第13条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

- 第13条の2 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要 な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継 続計画の変更を行うものとする。

第14条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、 又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん 延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的 に実施すること。

第28条第4項、第37条第3項及び第57条第4項中「除く。)」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加える。

第67条第3項中「4.3」を「4」に改め、同条第11項中「乳幼児おおむね4人につき 1人以上、少年おおむね5人」を「児童おおむね4人」に改め、同条第15項中「除 く。)」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加える。

第85条第1項中「場合には、」を「場合には」に改め、「)を」の次に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他基準省令第63条第1項の規定により厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」を加え、同項ただし書中「児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員」を「次の各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、当該各号に定める職員」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 児童40人以下を通わせる施設 栄養士
- (2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員
- (3) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、 当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員
- (4) 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。)を行う場合 看護職員
- (5) 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附

則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合 看護職員 第85条第2項中「及び機能訓練担当職員」を「、機能訓練担当職員及び看護職員」に、 「する」を「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」に改 め、同条第6項中「及び機能訓練担当職員」を「、機能訓練担当職員及び看護職員」に 改め、同条第7項中「第1項に規定する職員及び看護職員」を「嘱託医、児童指導員、 保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営 むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員」に改める。

第97条第3項及び第105条第4項中「同じ。)」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加える。

(金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第9条 金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例(平成24年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第6条第1項第3号ア(ア)中「4.3」を「4」に改め、同号ア(イ)中「である乳児又は幼児(次条第3項第3号及び第54条第1項第2号において「乳幼児」という。)」及び「及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数」を削り、「当該合計数」を「当該数」に改め、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第7条第3項第3号中「乳幼児」を「乳児又は幼児(第54条第1項第2号において「乳幼児」という。)」に改める。

第23条第5項中「会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。 第36条中「第42条」を「第42条第1項」に改める。

第37条に次の1項を加える。

4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第37条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第37条の2 指定福祉型障害児入所施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務

継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとと もに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第40条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第42条に次の1項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第43条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を 講じなければならない。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 第44条に次の1項を加える。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
  - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第59条中「第42条中」を「第42条第1項中」に改める。

(金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を

改正する条例の一部改正)

第10条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指 定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一 部を改正する条例(平成30年条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

(金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第4条中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和4年3月31日までの間、 第1条の規定による改正後の金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 等を定める条例(以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。)第5条第3項及 び第42条の2 (新指定障害福祉サービス基準条例第45条第1項及び第2項、第45条の4、 第50条第1項及び第2項、第79条、第96条、第96条の5、第111条、第111条の4、第 124条、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第186条、第191条、 第195条、第195条の12、第195条の20、第202条、第202条の11、第202の22並びに第211 条第1項において準用する場合を含む。)、第2条の規定による改正後の金沢市障害者 の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の 人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定障害者支援施設基準条 例」という。)第5条第3項及び第60条の2、第3条の規定による改正後の金沢市障害 者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事 業の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新障害福祉サービス基準条例」と いう。)第3条第3項及び第32条の2(新障害福祉サービス基準条例第50条、第55条、 第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。)、第4条の規定に よる改正後の金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基 づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新地域活 動支援センター基準条例」という。)第3条第4項及び第22条、第5条の規定による改 正後の金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福 祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新福祉ホーム基準条例」と いう。)第3条第4項及び第20条、第6条の規定による改正後の金沢市障害者の日常生 活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営 に関する基準を定める条例(以下「新障害者支援施設基準条例」という。)第3条第3 項及び第45条の2、第7条の規定による改正後の金沢市児童福祉法に基づく指定通所支 援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定通所支援

基準条例」という。)第5条第4項及び第47条第2項(新指定通所支援基準条例第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。)並びに第9条の規定による改正後の金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定入所施設基準条例」という。)第5条第4項及び第44条第2項(新指定入所施設基準条例第59条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

第3条 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第35条 の2 (新指定障害福祉サービス基準条例第45条第1項及び第2項、第45条の4、第50条 第1項及び第2項、第79条、第96条、第96条の5、第111条、第111条の4、第124条、 第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第186条、第191条、第195条、 第195条の12、第195条の20、第202条、第202条の11、第202の22並びに第211条第1項に おいて準用する場合を含む。)、新指定障害者支援施設基準条例第48条の2、新障害福 祉サービス基準条例第25条の2 (新障害福祉サービス基準条例第50条、第55条、第60条、 第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。)、新地域活動支援センター 基準条例第17条、新福祉ホーム基準条例第15条、新障害者支援施設基準条例第37条の2、 新指定通所支援基準条例第40条の2(新指定通所支援基準条例第56条の5、第60条、第 72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含 む。)、第8条の規定による改正後の金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及 び運営に関する基準を定める条例(以下「新設備運営基準条例」という。)第13条の2 及び新指定入所施設基準条例第37条の2 (新指定入所施設基準条例第59条において準用 する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とある のは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努 めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

第4条 施行日から令和6年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第36条第3項(新指定障害福祉サービス基準条例第45条第1項及び第2項、第45条の4、第50条第1項及び第2項、第124条、第195条の12並びに第195条の20において準用する場合を含む。)、第74条第2項及び第93条第2項(新指定障害福祉サービス基準条例第96条の5、第111条、第111条の4、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第186条、第191条、第195条、第202条、第202条の11、第202の22及び第211条第1項において準用する場合を含む。)、新指定障害者支援施設基準条例第51条第2項、新障害福祉サービス基準条例第27条第2項及び第48条第2項(新障害福祉サービス基準条例第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。)、新地域活動支援センター基準条例第18条第2項、新福祉ホーム基準条例第16条第2項、新障害者支援施設基準条例第39条第2項、新指定通所支援基準条例第43条第2項(新指定通所支援基準条例第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。)、新設備運営基準条例第14条第3項並びに新指定入所施設基準条例第40条第2項(新指定入所施設基準条例第59条において準用

する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とある のは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

第5条 施行日から令和4年3月31日までの間、新指定障害福祉サービス基準条例第37条の2第3項(新指定障害福祉サービス基準条例第45条第1項及び第2項、第45条の4、第79条、第96条、第96条の5、第111条、第111条の4、第124条、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第186条、第191条、第195条、第202条、第202条の11、第202の22並びに第211条第1項において準用する場合を含む。)、新指定障害者支援施設基準条例第54条第3項、新障害福祉サービス基準条例第28条第3項(新障害福祉サービス基準条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。)、新障害者支援施設基準条例第41条第3項、新指定通所支援基準条例第46条第3項(新指定通所支援基準条例第56条の5、第60条、第72条、第79条、第79条の2、第82条、第82条の9及び第90条において準用する場合を含む。)及び新指定入所施設基準条例第59条において準用する場合を含む。)及び新指定入所施設基準条例第59条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(その他の経過措置)

- 第6条 この条例の施行の際現に指定を受けている第7条の規定による改正前の金沢市児 童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例(以下「旧指定通所支援基準条例」という。)第7条第1項に規定する指定児童発 達支援事業者(次条及び附則第8条において「旧指定児童発達支援事業者」という。) については、新指定通所支援基準条例第7条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令 和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 第7条 旧指定児童発達支援事業者に対する新指定通所支援基準条例第7条第3項及び第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)」と、同条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」とする。
- 第8条 旧指定児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準条例第8条第6項の 規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 第9条 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第57条第1項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者(次条において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。)については、新指定通所支援基準条例第57条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。第10条 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧指定通所支援基準条例第57条第3

項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。

- 第11条 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者(次条及び附則第13条において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。)については、新指定通所支援基準条例第74条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 第12条 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例第74条第3項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。
- 第13条 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例第74条第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。)」とする。
- 第14条 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第80条第1項に規定する基準該 当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事 業者(次条において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)については、 新指定通所支援基準条例第80条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間 は、なお従前の例による。
- 第15条 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧指定通所支援基準条例第 80条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。
- 第16条 この条例の施行の際現に存する第8条の規定による改正前の金沢市児童福祉法に 基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(次条及び附則第18条に おいて「旧設備運営基準条例」という。)第66条第2号に規定する主として知的障害の ある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営基準条例第67条第 3項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 第17条 この条例の施行の際現に存する旧設備運営基準条例第67条第9項に規定する主と して盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営基準条例第 67条第11項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 第18条 この条例の施行の際現に存する旧設備運営基準条例第85条第1項に規定する福祉型児童発達支援センターに対する新設備運営基準条例第85条第2項の規定の適用については、令和4年3月31日までの間、同項中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは、「する」とする。
- 第19条 この条例の施行の際現に指定を受けている第9条の規定による改正前の金沢市児 童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例(次条において「旧指定入所施設基準条例」という。)第6条第1項第3号ア(ア) に規定する主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設につい ては、新指定入所施設基準条例第6条第1項第3号ア(ア)の規定にかかわらず、令和4 年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 第20条 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定入所施設基準条例第6条第1項 第3号ア(イ)に規定する主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設に

ついては、新指定入所施設基準条例第6条第1項第3号ア(イ)の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年3月22日

金沢市長 山 野 之 義

## ◎金沢市条例第19号

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

金沢市国民健康保険条例(昭和34年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第5条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第22条第1項の規定は、令和3年度分からの保険料について適用し、令和2 年度分までの保険料については、なお従前の例による。